

これまで、バス路線が跨っていた両市がそれぞれで公共交通に関する施策や事業展開を行ってきたが、今回の地域公共交通活性化協議会を中心に両市に共通する公共交通体系を見直し、日常的な生活系交通を確保するとともに、まちづくりや観光振興等の地域戦略と一体となった地域公共交通ネットワークを構築すべく、目標や方向性、関係者等の役割、各種事業のスケジュール等を明確にした計画を策定したいと考えている。

計画策定のためには、この地域の公共交通機関の状況等について現状把握するとともに、学生から高齢者まで市民の移動需要の把握や利用していない理由など、地域特性や利用者ニーズに応じた路線の見直しを図るにあたっての各種調査が必要となっている。

1. データを中心とした現状把握

●地域の概況

- ①地形、道路網、港湾施設等
- ②人口推移、人口分布、高齢化率等
- ③施設立地や観光動向等

※公共交通網検討のベースとなる基礎情報の把握 ※公共交通網の非効率、持続の課題の把握

2. 課題の整理(案)

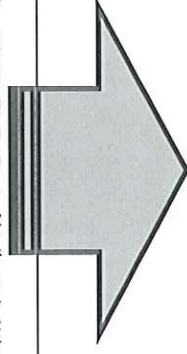
- ①上記のデータを中心とした現状把握から、それぞれの現状と問題点を整理する。
 - ・公共交通の現況と、住民や利用者の利用実態の違いをしっかりと把握し、対策を検討する。
 - ・利用者がいない時間帯や路線を把握し、対策を検討する。
- ②公共交通のそれぞれの役割を整理し、利用者ニーズに合わせた対策を検討する。

3. 方針や取組(案)

- ①基本方針の策定(例)
 - ・地域住民や来訪者等の二次交通の利便性確保
 - ・持続可能な地域公共交通の維持に繋げる利用促進
- ②目標(例)
 - ・わかりやすい利便性の高い公共交通体系を構築し、地域公共交通の維持・存続を図る。
 - ・地域特性に応じた多様な生活交通、二次交通の維持・確保
- ③取組(例)
 - ・バス路線の再編(国道127号バイパス線を活用した利便性の向上、お買い物バス等の特色ある運行等)
 - ・地域公共交通の情報発信(バスマップ作成やバスロケーションセンサーの導入、アプリ開発等)

◆南房総・館山地域の現状(仮定)

- ①人口減少、高齢化等による利用者減少
- ②高速道路網整備による影響
- ③公共交通利用時の選択肢の減少
- ④助成制度等の情報不足
- ⑤来訪者の二次交通不足
- ⑥地域公共交通に対しての関心が希薄
- ⑦自家用車に依存せざるをえない状況等



◆上記に対して必要と思われる調査等

- ①人口や高齢化率、公共交通全体の利用者数、年齢区分による自動車保有率等のデータ収集・調査
- ②住民等の利用者ニーズ調査
- ③住民や観光客の非利用者への調査
- ④交通事業者の現況調査
- ⑤観光施設等の現況調査
- ⑥公共交通に関する認知度調査
- ⑦モデル運行ルートへのヒアリング等

提案仕様書（案）

1 委託業務名

南房総・館山地域公共交通網形成計画作成に係る調査業務

2 基本条件

(1) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月25日（水）

(2) 委託内容 計画策定に係る一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定

3 業務対象地域

調査対象地域は、南房総市及び館山市全域とする。

(但し、調査にあたり、効果的と判断する場合においては、これに限定するものではない。)

4 業務内容

(1) 広域地域公共交通網形成計画策定に向けた調査

①南房総市民アンケート調査

各地域における公共交通の問題や課題、ニーズや利用意向、移動実態、費用負担、公共交通機関への依存度（利用実態（発着地や頻度など））等に関する市民の意識を把握し、今後の公共交通のあり方等について検討できるよう、市民を対象としたアンケート調査を実施し、必要な分析を行う。なお、アンケートは郵送配布・郵送回収により実施することとし、サンプル数は市民の移動実態やニーズをおおむね把握するために必要な数量にて行うこととする。

調査対象者の例：利用している人：お買い物に利用している人など

利用していない人：車で通勤している社会人など

②公共交通を必要としている人の「生の声」の収集

※受注者の独自提案を踏まえ実施する調査

上記①では把握が難しい、公共交通を真に必要とする人の外出実態や公共交通利用状況等を把握するための効率的・効果的な調査及び分析を行う。

例：運転免許返納者、通学に利用している高校生、安房地域医療センター等の医療機関に利用している人、イオン館山を利用している人など

③バス・タクシー等利用者アンケート調査及びOD調査

今後の公共交通網を考えるに当たり、利用状況や課題等を把握するため、性別・年齢等の利用者の属性や利用目的、他の交通への乗り継ぎ、必要なサービス等についての利用者アンケート調査及びOD調査を実施し、結果を分析する。

対象路線：南房総市内を運行するバス路線及びタクシー路線

調査日数：OD調査において各路線とも複数日とする（平日及び休日）

④観光客や移住者に対するアンケート調査の実施

観光客の二次交通の利用状況や、近年増加している移住者の公共交通に対するニーズを把握するため、アンケート調査及び分析を行う。

⑤地区別住民座談会開催結果の分析

市が実施する地区別座談会（旧町村7地区にて年1～2回開催予定）で出された意見等の把握、分析を行う。

※座談会は、南房総市の単独事業と合同となります。

⑥関係事業者、団体へのヒアリング調査

交通事業者をはじめ、観光団体や移住者交流団体、商業施設、医療福祉施設等の関係者から聞き取り調査を行い、定性的な利用特性や市の公共交通の問題点、今後の公共交通網を考えるに当たり留意すべき点等を把握、分析する。

(2) 南房総・館山地域公共交通活性化協議会の運営支援

南房総・館山地域公共交通活性化協議会（1回開催予定）において使用する協議資料の事前作成や、会議運営への必要な協力、上記（1）の調査結果等に関する会議での報告・説明等を行う。

(3) 打合せ協議

- ・業務にあたり南房総市企画財政課担当職員との間で適時に十分な打合せを行うとともに、作業の進捗を図るものとし、事務局は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求められることができるものとする。また、定期的な打合せ会議を現地において行うこととする。

5 成果物

調査報告書一式 10部（各種調査結果報告書、分析資料等）

全成果品の電子データ（ワード・エクセル版、PDF版）

その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること

6 成果物提出先

千葉県南房総市富浦町青木28

南房総・館山地域公共交通活性化協議会事務局

（南房総市総務部企画財政課）

7 活用データ等

- ・本仕様書記載事項以外に、当該地域で実施することが望ましい調査がある場合は、見積もり金額を超えない範囲において提案を行うことが出来る。
 - ・この調査事業は、南房総市及び館山市が合同で策定予定の地域公共交通網形成計画の基礎資料となるため、館山市が実施した平成30年度に実施した調査事業との整合性を図ることとする。
- ※館山市の調査報告書は別途提供いたします。

8. 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、南房総市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

趣旨

- 平成26年に改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、市町村を中心に地域公共交通網形成計画の策定が進む（平成29年度末までに410件）一方で、都道府県の主導による交通圏全体を見据えた網形成計画の策定は、一部の先進的な地域に限られている。
- 地域公共交通を巡る環境が厳しさを増しているとともに、地域住民の広域的な移動ニーズ、災害の広域化、長大鉄道路線の廃止等を踏まえ、これまでに以上に広域的な地域公共交通ネットワークが重要となっている。
- このため、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画策定やバス等の運行への支援の特例措置により、インセンティブを見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。

概要

1. 地域公共交通調査等事業の特例

○ 地域公共交通網形成計画の策定への支援について補助上限額を緩和

平成30年度	平成31年度～
補助率 1/2 (上限1,000万円)	都道府県及び複数の市町村を構成員に含む法定協議会 補助率 1/2 (上限1,500万円) ※ ↑ 上記以外(単独市町村等) 補助率 1/2 (上限500万円)

※以下の要件を満たす網形成計画の策定を支援。

- ①公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載
- ②交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載
- ③都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載

⇒交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた計画を策定・推進

2. 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統、地域内ファイダーシステム）の特例

○1. の要件を満たす網形成計画を策定した法定協議会に対し、インセンティブを付与

(1) 地域内ファイダーシステム

【原則】・市町村毎に設定する補助上限額の範囲内とする。

【特例】・3年間に限り、網形成計画の対象区域内の複数の市町村について、市町村毎に設定する補助上限額(原則と同様)の合計額(範囲内)で、法定協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分。
 <イメージ>

	原則			特例
	A市	B市	C市	交通圏 (A市・B市・C市)
上限額	100	50	50	200
補助申請額	120	50	10	180
交付額	100	50	10	180

(2) 地域間幹線系統

・3年間に限り、みなし運行回数によるカット措置を適用除外とする。
 (過去に補助対象となっていない系統に限る。)

⇒複数の市町村にまたがる交通圏全体を見据え、幹線交通とファイダー交通との最適な組合せを柔軟に検証